

參考資料

1. 策定経緯

1.1 策定経緯

日付	開催会議名	内容
平成 20 年度		
11 月 8 日～30 日	住民アンケート調査	・ 18 歳以上の町民 1,000 名へ配布、486 通回収
11 月 26 日	第 1 回 庁内策定部会	・ 都市計画マスタープランとは
1 月 23 日	第 2 回 庁内策定部会	・ 築上町の概況について ・ 住民アンケート調査結果について ・ まちづくりの課題について
1 月 27 日	第 1 回 策定委員会	・ 都市計画マスタープランとは ・ 築上町の概況について ・ 住民アンケート調査結果について ・ まちづくりの課題について
2 月 26 日	第 3 回 庁内策定部会	・ まちづくりの理念と目標について ・ 都市構造について(1)
3 月 27 日	第 4 回 庁内策定部会	・ 都市構造について(2) ・ 分野別の都市整備方針について
3 月 27 日	第 2 回 策定委員会	・ まちづくりの理念と目標について ・ 都市構造について
平成 21 年度		
5 月 26 日	第 3 回 策定委員会	・ 分野別の都市整備方針について
7 月 17 日	第 5 回 庁内策定部会	・ 地域別ワーキング(庁内若手職員を対象に地域の課題・対策案を議論)
10 月 6 日	第 6 回 庁内策定部会	・ 地域別の現況・課題について ・ 地域別のまちづくり方針について
10 月 6 日	第 4 回 策定委員会	・ 地域別の現況・課題について ・ 地域別のまちづくり方針について
11 月 12 日 11 月 13 日	地域別説明会(築城) 地域別説明会(椎田)	・ 全体構想、地域別構想について説明し、住民意見を聴取
12 月 3 日	第 7 回 庁内策定部会	・ 地域別構想とりまとめ(地域別説明会での意見を反映)
12 月 17 日	第 5 回 策定委員会	・ 地域別構想とりまとめ(地域別説明会での意見を反映)
2 月 26 日	第 6 回 策定委員会	・ 全体とりまとめ、現地視察
3 月 1 日～23 日	パブリックコメント	・ 都市計画マスタープラン(案)を町ホームページ、役場等 5ヶ所で公表
3 月 29 日	第 7 回 策定委員会	・ 全体とりまとめ(パブリックコメントでの意見を反映)

1.2 策定委員会 委員名簿

平成20年度

(敬称略・順不同)

	氏名	役職	選任根拠	備考
1	北村 速雄	西日本工業大学教授	学識経験のある者	会長
2	山口 ひろこ	イゴス環境色彩研究所長	学識経験のある者	
3	南 穰	行橋農林事務所副所長	関係行政機関の職員	
4	大脇 満	京築保健福祉環境事務所副所長	関係行政機関の職員	
5	荒瀬 信夫	豊前土木事務所副所長	関係行政機関の職員	
6	副島 貞夫	築上町自治会長会	住民代表	
7	杉村 榮市	築上町自治会長会	住民代表	
8	福田 美幸	築上町男女共同参画ネット	住民代表	
9	福田 正子	JA豊築女性部	住民代表	
10	下野園 公	椎田町商工会青年部長	住民代表	
11	長久 祐司	築城町商工会青年部長	住民代表	

平成21年度

(敬称略・順不同)

	氏名	役職	選任根拠	備考
1	北村 速雄	西日本工業大学教授	学識経験のある者	会長
2	山口 ひろこ	イゴス環境色彩研究所長	学識経験のある者	
3	南 穰	行橋農林事務所副所長	関係行政機関の職員	
4	井上 薫	京築保健福祉環境事務所副所長	関係行政機関の職員	
5	平嶋 英伸	京築県土整備事務所副所長	関係行政機関の職員	
6	副島 貞夫	築上町自治会長会	住民代表	
7	杉村 榮市	築上町自治会長会	住民代表	
8	福田 美幸	築上町男女共同参画ネット	住民代表	
9	福田 正子	JA豊築女性部	住民代表	
10	下野園 公	椎田町商工会青年部	住民代表	
11	長久 祐司	築城町商工会青年部	住民代表	

1.3 庁内策定部会 委員名簿

	役 職	氏名		備考
		平成 20 年度	平成 21 年度	
1	副町長	八野 紘海	八野 紘海	部会長
2	福祉課長	吉留 久雄	中野 誠一	
3	産業課長	中野 誠一	久保 和明	
4	総務課長	吉留 正敏	吉留 正敏	
5	財政課長	渡辺 義治	渡辺 義治	
6	企画振興課長	加来 篤	加来 篤	
7	下水道課長	久保 澄雄	久保 澄雄	
8	環境課長	出口 秀人	則行 一松	
9	上水道課長	中嶋 澄廣	中嶋 澄廣	
10	商工課長	西村 好文	吉田 一三	
11	学校教育課長	中村 一治	中村 一治	
12	生涯学習課長	吉田 一三	田原 泰之	
13	建設課長	内丸 好明	田中 博志	

1.4 築上町都市計画基本方針策定委員会設置要綱

平成20年10月22日

告示第169号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づき、町の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)原案を策定するため、築上町都市計画基本方針策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項についての原案の策定を行う。

- (1) 都市づくりの基本理念に関すること。
- (2) 都市計画の基本的な方針に関すること。
- (3) その他都市づくりについて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 2人以内
- (2) 関係行政機関の職員 3人以内
- (3) 住民代表 6人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から都市計画マスタープラン原案策定完了時までとする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、会長は第3条第2項第1号に規定する委員のうちから委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議が終了したときは、会長は速やかにその結果を町長に報告しなければならない。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要に応じて、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庁内策定部会)

第8条 第2条に規定する事項についての事前調査及び調整を行うため、委員会に庁内策定部会を置く。

2 庁内策定部会は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

3 庁内策定部会に部会長を置き、部会長は副町長を充てる。

4 部会長は、庁内策定部会の会務を総理し、会議の議長となる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、建設課計画係において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年10月22日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、都市計画マスタープラン原案を策定した日にその効力を失う。

2. 用語の説明

< 力行 >

海岸保全施設

堤防・護岸、突堤、離岸堤、人口リーフ（潜堤）、消波工、海浜等、海水の侵入又は海水による浸食を防ぐための施設。

開発許可制度

都市計画法における開発行為に対する制度で、良好な市街地の形成と一定以上の宅地水準の確保を目的とした技術的基準や許可要件を定めている。

観光農園

農産物の収穫体験が出来る個人農家の経営する農園、または農業法人。

幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通、及び都市の住宅地、工業地、業務地などの相互間の交通を主として受け持つ道路。

近隣商業地域

近隣の住民が日用品の買い物などをするための地域。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられる。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山（漁）村地域において、その自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型や訪問型の余暇活動のこと。

景観地区

市町村が、都市計画区域（又は準都市計画区域）の土地の区域について、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として、建築物の形態意匠や高さ等に関する一定の制限を定める地区。

限界集落

過疎化などで人口の50%が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落のことを指す。

公共下水道事業

公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう（下水道法、1958年）。主として市街地で実施される「公共下水道」及び農山漁村部や観光地などの環境を守るために実施される「特定環境保全公共下水道」等がある。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。

国勢調査

日本に居住している全ての人を対象として、国内の人口、世帯、産業構造等について調査する最も基本的な統計調査である。統計法に基づき、総務大臣が5年毎に実施する。

コミュニティ

社会、集団、共同生活体。日常生活圏としての都市計画の計画単位。

コミュニティバス

主に、一般の路線バスが運行しない交通不便地域で、地域住民の利便性向上のため、市町村や住民等が主体的に運営に関わって一定地域内を運行する乗り合いバス。

< サ行 >**資源循環型農業**

地域内において、資源を循環させながら廃棄物を抑制する農業。家畜排泄(はいせつ)物・食品廃棄物などの堆肥化や、化学肥料の使用量削減などの試みをさす。

自然環境保全地区

優れた自然環境を保全するため自然環境保全法(1972)に基づいて環境大臣が指定した地域(法第22条)。優れた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している河川、植物の自生地、野生動物の生息地等が指定される。

自然公園法

国立公園法(1931)を抜本的に改正し、1957年に制定された。優れた自然の風景地の保護と自然とのふれあいの増進を目的とし、自然公園を国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類に体系化して、それぞれの指定、計画、保護規制等について規定している。環境省の所管。

自然動態

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。

社会動態

転入・転出に伴う人口の動き。

住区基幹公園

住民が、安全、快適かつ健康的に生活できるよう、遊び、レクリエーション、休養のために日常的に、身近に利用できる公園。

準都市計画区域

都市計画区域の外において、市街化が進行すると見込まれる場合に、土地利用を規制するために設ける区域。市町村が指定する。

準防火地域

都市計画で定めることのできる地域地区の一つで、商業施設が集積する地区等において、建築物の構造を制限することによって不燃化を図り、市街地における火災の危険を防除するために指定する。

白地地域

土地利用規制や行為規制などの規制の全くない地域のこと。都市計画区域内において用途地域指定のない土地をさすこともある。

新エネルギー

太陽光・太陽熱や風力などの「再生可能エネルギー」、廃棄物をエネルギーに活用する「リサイクル型エネルギー」、これまで利用しなかった廃熱や河川水などを利用する「未利用エネルギー」などのこと。

親水公園

水を主題とし、水と親しむことを目的とした公園。

生産緑地地区

市街化区域内において保全していくべき農地で、生産緑地地区として都市計画で指定する。生産緑地の指定により、固定資産税は農地課税が適用されるなどの優遇措置が受けられるが、長期的な農地保全が義務づけられる。

< 夕行 >**第一種住居地域**

住居の環境を守るための地域。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられる。

第六次産業

農業について、生産だけでなく加工・流通・販売等も統合的に取り扱うことで、事業の付加価値を高める経営形態。第一次産業(生産)、第二次産業(加工)、第三次産業(流通・販売等)を足した(掛けた)形態であることから、第六次産業という。補足説明：農学博士の今村奈良臣が提唱

多自然（近自然）工法

河川・水路の治水・利水機能の確保に加えて、自然豊かな環境に配慮し、生態系の保全・創造までを目的として含んだ川づくりの工法。例えば、土や植物がある水際の整備手法などを含む。

地域制緑地

「法によるもの」や「協定によるもの」、「条例などによるもの」の3種に分けられ、その内「法によるもの」には、風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、緑地保全地区、生産緑地地区などの制度が含まれ、一定の土地の区域を指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境などの保全を図ることを目的としている。

地域地区

都市計画法（1968）の第8条の規程により、都市計画として定められる各種の地域、地区、又は街区の総称。定められる地域、地区等としては第一種住居地域、商業地域、工業地域など土地利用の方向を規定した各種の地域（用途地域という）、美観地区、風致地区、緑地保全地区、生産緑地地区などがある。

地区計画

地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、建築物に関するきめ細やかなルールと、生活道路や小公園などの小規模な公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画。

地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念。1980年代初頭に農林水産省が生活改善運動を進めるなかで用いた言葉とされている。

中心市街地活性化基本計画

市町村が中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため作成し、内閣総理大臣の認定を受けるもの。

町民農園

町民が園芸を通じて土に親しみ、生産の喜びを味わい町民相互の交流を深める農地。

特定環境保全公共下水道

農山漁村の生活環境の改善、自然環境を有する湖や水道資源の水質保全を図る必要性から制定された制度による公共下水道。市街化区域以外の区域に設置される。

特定用途制限地域

用途地域では「特別用途地区」（文教地区や特別工業地区など）を設けてきめ細かな建築規制を実施できるが、そもそも用途地域が定められていないエリアでは「特別用途地区」を設けることができないという問題があった。そこで平成12年に都市計画法が改正され、用途地域がないエリアでは、「特別用途地区」に代わるものとして「特定用途制限地域」を設けることが可能になった（都市計画法第9条第14項）。特定用途制限地域では、好ましくない業種（例えばパチンコ店）の建築を禁止するというような建築規制を実施することができる。

特別地域

国立・国定公園内の「風致を維持」するため、公園計画に基づき指定される保護地域（海域は含まれない）。

特別用途地区

都市計画で定めることのできる地域地区の一つで、用途地域内において特別の目的を持つ土地利用の増進と環境の保護等を図るために定める地区。

都市計画基礎調査

都市計画法で定められた定期調査で、地方自治体が概ね5年ごとに行うこととされるもの。都市化の動向に応じた都市計画の見直し等を図るために行われる。

都市計画区域

まちの中心市街地から郊外の農地や山林のある地域に至るまで、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として、県が指定する。

都市計画区域マスタープラン

都市計画法（1968）の第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のことであり、都道府県が市町村の枠を超えた広域の見地から、都市の将来の目標を設定し、それを実現するための基本的な方針を定めるもの。

都市計画道路

多様な都市活動を支える上で必要な道路で、都市計画において定められる都市施設の一つ。自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路などの種別があり、主に都市計画事業として整備を進める。

都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした、都市計画に関する基本法。

都市公園

近隣公園、地区公園、総合公園など、比較的大きな身近な公園から、市民全般を対象とするような都市の基幹的公園を指す。

都市施設

道路や公園、下水道、ごみ処理場、その他まちの中で基幹的、骨格的な機能を持つ公共施設のことである。都市施設のうち、特に重要なものは、あらかじめその位置などを都市計画で定めておくことができる。

土地区画整理事業

既成市街地から新市街地に至るまで都市整備のあらゆる局面に適用される面的かつ総合的な整備手段であり、区域内の宅地を交換分合して整理（換地）することにより、公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図る事業。

< ナ行 >

農業集落排水

農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設を整備する事業。農地や農業用排水路に汚れた水が流れ込むのを防ぎ、生活環境を向上させるとともに、窒素、りん等を除去し、公共用水域の水質保全および農業用排水施設の機能維持または農村の生活環境の改善を図り、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを事業目的としている。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後とも農業の振興が必要であるとされる地域。

農地転用

農地を農地以外の目的に転用することをいう。

農用地区域

農業振興地域のうち、農地等として利用されるべき土地として定められた区域。農業関係公共投資の対象となるほか、農業目的以外の土地利用は、農用地区域以外に替わるべき土地がないなど、一定の要件を満たして農用地区域から除外した土地でない限り行うことができない。

< 八行 >

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。木材加工などで出る木くずや畜産農家で出る家畜のふん尿、下水汚泥や生ごみなどもバイオマスと呼ぶ。

パブリックコメント

パブリックコメント（＝意見公募手続）とは、公的な機関が規則などを定める前に、広く公に（＝パブリック）に、その影響が及ぶ対象者などの意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続をいう。

バリアフリー

高齢者・障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。例えば、公共交通機関のバリアフリー化とは、高齢者・障害者等が公共交通機関を円滑に利用できるようにすること。

風致地区

都市の風致（丘陵、樹林、水辺地などの自然が豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地などを含む良好な自然環境のこと）を維持するため、「都市計画法」に基づき、知事が都市計画に定める地域地区。

ブルーツーリズム

島や沿岸部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動。

保安林

水源涵養、土砂流出防備、土砂崩壊防備など17種類の公共目的を達成するため、森林法に基づき指定されている特定森林のこと。

法定都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する計画で、都市計画法の手続きに従い定められたものを一般に法定都市計画と呼んでいる。法定都市計画には次の4つが含まれる。1.市街化区域及び市街化調整区域 2.地域区域 3.都市施設(街路、下水道など) 4.市街地開発事業(土地区画整理など)

<ヤ行>

用途地域

都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進や良好な都市環境の形成を図るもの。市街地を12種類の地域類型のいずれかに指定し、建築物の用途、密度、形態等を制限する。

<ラ行>

緑地保全地域

都市計画区域内の緑地のうち、風致又は景観が優れている等、一定の要件に該当する良好な自然的景観を形成している緑地について、それを保全するために定めるもの。

緑化協定

都市緑地保全法に基づいて「緑豊かな街をつくる」という目的のもとに、一定の区域の緑化に関することを市町村長の認可を受けて定めるもので、一定区域の土地の所有者などが、全員の合意により締結する協定(同法第14条)と開発事業者などが宅地などの分譲前にあらかじめ協定(同法20条)を定めておき、後に分譲を受けた者がその協定に従うという2通りの方法がある。

レクリエーション施設

日常生活における精神的・肉体的な疲労から回復することを目的としての施設。プール・体育館・陸上競技場の体育施設、茶室・映写室・多目的和室・音楽室の文化施設のほか公園緑地も含まれる。